

表16 粉じん関係特定施設（条例）と規制基準

項	施設名	規模（～未満）	大防法	構造使用管理基準
1	合成染料（中間物を含む。）、有機顔料その他の有機薬品製造用粉砕施設		無	1 粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置 2 フード及び集じん機の設置 3 散水設備 4 防じんカバー 5 1～4と同等以上の効果を有する措置
2	無機塗料、無機顔料その他の無機薬品製造用粉砕施設		無	
3	食料品、飼料若しくは肥料の製造又は加工用原料粉砕施設及びふるい分施設		無	
4	セメント製造又は加工用粉砕施設	原動機定格出力 75kW	有	
	セメント加工施設のうち、セメントサイロ、セメントホッパー、バッチャープラント、砂利選別施設及び自動包装施設		無	
	セメント加工施設のうち、ふるい分施設	原動機定格出力 15kW	有	
5	窯業製品（セメント製品を除く。）若しくは土石製品製造又は加工用粉砕施設	原動機定格出力 75kW	有	
	窯業製品（セメント製品を除く。）若しくは土石製品製造又は加工用ふるい分施設	原動機定格出力 15kW	有	
	窯業製品（セメント製品を除く。）若しくは土石製品製造又は加工用自動包装施設		無	
6	石綿の切断又は成型加工用施設		有	
	合成樹脂の切断又は成型加工用施設		無	
7	粉炭、石炭又はコークスのたい積場	面積（鉱物に限る。 コークスを含む。） 1,000m ²	有	
	粉炭製造施設		無	